

平成 23 年 6 月 24 日

岐阜市産業廃棄物不法投棄事案経過等報告について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 納付命令の発出について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課（内線 6279、6269）

岐阜市は、平成 23 年 6 月 17 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 6 項の規定に違反して(株)善商に産業廃棄物の処分を委託した事業者 8 社に対して、法第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法第 5 条の規定に基づき、次のとおり納付命令を発出し、送達を確認しましたので報告します。

(1) 納付命令の対象者

株式会社平成リサイクルセンター（滋賀県）
株式会社イマイ（兵庫県）
株式会社大東産業（京都府）
辻清掃有限会社（愛知県）
東海ビジネス開発株式会社（愛知県）
中日本商事株式会社（愛知県）
株式会社藤総合センター（愛知県）
有限会社ホウトク（愛知県）

(2) 発出した納付命令の概要

岐阜市は、現在、行政代執行により「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」に基づいて、生活環境保全上の支障の除去に必要な措置を行っているところであるが、これにより要した費用の額が確定したもの（平成 20 年度から平成 22 年度分）について、それぞれの責任割合に応じた費用の納付を命じるものである。

(3) 納付命令の発出日

平成 23 年 6 月 17 日

(4) 納期限

平成 23 年 7 月 6 日

(5) 送達方法

平成 23 年 6 月 17 日、郵便（配達証明）により、対象者に郵送。